

平成30年度から

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が変わりました

介護保険事業の円滑な運営を図るため、3年ごとに介護サービス利用者数・費用の見込み量等に基づき介護保険料を算定しています。

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は、本人および世帯の町民税課税状況や合計所得金額等により所得に応じた設定をしています。

平成30年度からの第7期保険料は、介護サービス利用者の増加や第1号被保険者の介護給付費負担割合の増(22%→23%)などの影響で、第6期より増となっています。

第6期基準額(平成27年度～29年度)

6,417円



第7期基準額 6,946円

※基準額は月額保険料

平成30年～32年度の介護保険料(65歳以上の方)

所得段階区分	対象者	負担割合	介護保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方、世帯全員が町民税非課税で前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.45	37,500円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下で第1段階に該当しない方	0.75	62,500円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方	0.75	62,500円
第4段階	世帯のだれかに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.9	75,000円
第5段階	世帯のだれかに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、第4段階に該当しない方	1.0	83,300円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	100,000円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.3	108,300円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.5	125,000円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	1.7	141,600円

※基準額6,946円に負担割合をかけ、12倍したものを100円未満切り捨てた額が、年額となります。

介護保険サービスの利用負担割合が変わります

介護サービス・総合事業を利用する際に負担する自己負担割合は、所得によって異なります。平成30年8月から、一定以上の所得がある方は2割または3割、それ以外の方は1割負担となります。

【3割となる方】

本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が、単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方。

【2割となる方】

本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が、単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方。(3割の方を除く)

※合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した所得の合計で、医療費控除や扶養控除などの所得控除をする前の金額です。

◆問い合わせ先

福祉介護課

☎0859・54・5207